

# < 令和8年度 >

## 矢巾町では、妊産婦及び幼児の 歯科健康診査を実施しています

妊産婦さんやお子さんの健康な歯を保つためには定期的な健診を受けることが効果的です。この機会にぜひ健診を受けることをお勧めします。

	対象者	受診できる期間	受診方法
妊産婦 歯科健診	矢巾町内に住所のある妊産婦	妊娠16週（妊娠5か月）から出産後1年に達する日の前日（お子さんの1歳の誕生日の前日）まで	母子健康手帳交付時にご案内します。 健診は町内指定歯科医院で受けることができます。
1歳6か月 児歯科健診	1歳6か月～1歳8か月のお子さん	通知のあった日から、お子さんが対象となる町の1歳6か月児健診の開催日まで	各幼児健診のご案内と一緒に、歯科健診票を送付します。 各幼児健診の開催日の前に町内指定歯科医院で歯科健診を受け、健診当日に結果の記入された歯科健診票をお持ちください。 健診は町内指定歯科医院で受けることができます。
2歳児 歯科健診	2歳6か月～2歳8か月のお子さん	通知のあった日から、お子さんが対象となる町の2歳児キッズ教室の開催日の前日まで	
3歳児 歯科健診	3歳6か月～3歳8か月のお子さん	通知のあった日から、お子さんが対象となる町の3歳児健診の開催日まで	
5歳児 歯科健診	5歳0か月～5歳2か月のお子さん	通知のあった日から、お子さんが対象となる町の5歳児健診の開催日まで	

担当 : 矢巾町役場 こども家庭課  
親子すこやか係  
電話 : 019-611-2826